

◎議会報 ならは

令和7年

第208号

6月5日発行

青葉、清々しく
(井出川)

- 令和7年3月定例会・1月臨時議会……………1～5ページ
- 町政を問う！【いっばん質問】……………6～10ページ
- 委員会のうごき……………11～12ページ

令和7年3月定例会

令和7年度当初予算可決！

令和7年第2回3月定例会は、3月10日から13日までの4日間の会期で行われ、町から提案のあった、議案が審議され可決・承認されました。

今年度、檜葉町議会議員選挙が行われ改選を迎えることになりましたが、近隣町村の現状等を鑑みて当町議会議員定数を次回選挙から1名減の10名とすることとなりました。定数減により、今後一人ひとりの活動をより活発に、活気ある議会を目指して参ります。

令和7年度一般会計予算

予算総額 92億1,500万円

(前年比：21億5千万円の減)

◆賛成多数（賛成9／反対1（松本議員））

主な事業

- 交流人口拡大事業 約1億5,600万円
全国各地でのイベント出店や、地域おこし協力隊を活用した官民協同の事業を行う。
- 移住・定住促進事業 約4億6,000万円
充実した各種補助制度を行い、地域と移住者がつながる事業を行う。
- 営農再開支援事業 約9,400万円
農業者に対する各種補助金。
- ふくしま森林再生事業 3億600万円
森林・林業の再生を図る。
- 商業施設整備事業 約4億3,200万円
ここなら笑店街内スーパーの売り場拡張工事等を行う。
- 小学校施設整備 9,000万円
駐車場舗装工事、厨房改修工事。



令和7年度特別会計予算

国民健康保険特別会計

11億1,363万4千円

◆可決（賛成全員）

住宅用地造成事業特別会計

137万8千円

◆可決（賛成全員）

介護保険特別会計

8億7,880万2千円

◆可決（賛成全員）

後期高齢者医療特別会計

1億940万4千円 ◆可決（賛成全員）

下水道事業会計

3条 収益予算：5億7,243万9千円

事業予算：5億3,118万5千円

4条 資本の収入：2,527万5千円

資本の支出：1億7,790万6千円

◆可決（賛成全員）

令和6年度補正予算

一般会計（第7号）

<補正額> 4億847万8千円減額

<予算総額> 118億9,200万円

◆可決（賛成全員）

後期高齢者医療特別会計（第3号）

<補正額> 145万9千円減額

<予算総額> 7,423万1千円

◆可決（賛成全員）

国民健康保険特別会計（第3号）

<補正額> 4,179万8千円減額

<予算総額> 12億1,076万7千円

◆可決（賛成全員）

下水道事業会計（第3号）

3条 収益の収入：6億2,209万5千円

(1,322万円減額)

収益の支出：5億5,721万5千円

(81万3千円減額)

4条 資本の収入：3,549万5千円

(3,299万2千円減額)

資本の支出：2億7,586万5千円

(699万4千円減額)

◆可決（賛成全員）

住宅用地造成事業特別会計（第3号）

<補正額> 41万円減額

<予算総額> 2,094万4千円

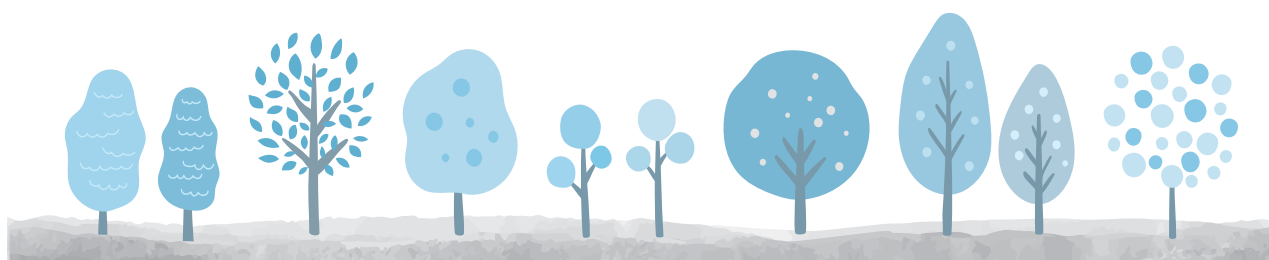
◆可決（賛成全員）

介護保険特別会計（第3号）

<補正額> 9,215万7千円減額

<予算総額> 9億6,829万4千円

◆可決（賛成全員）



条例の制定・改正・廃止

国民健康保険税等の減免に関する条例の制定

東日本大震災等被災者に対する経済的負担軽減を図るため、国民健康保険税及び介護保険料について、減免措置の規定を整備するための条例の制定

◆可決【賛成全員】

後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の制定

東日本大震災等被災者に対する後期高齢者医療保険料の減免について、国の財政支援が見直されることに伴い、町内の被保険者間の不均衡を是正するための条例の制定

◆可決【賛成全員】

多機能拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定

多機能拠点施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるための条例の制定

◆可決【賛成全員】

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の改正

関係法律の改正に伴い所要の改定を行うための条例の改正

◆可決【賛成全員】

職員の育児休業等に関する条例の改正

関係法律の改正に伴い所要の改定を行うための条例の改正

◆可決【賛成全員】

職員の給与に関する条例の改正

福島県人事委員会の給与勧告等に基づき職員の給与月額及び諸手当の改定を行うための条例の改正

◆可決【賛成全員】

議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正

選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成に係る単価及び上限額を改定するための条例の改正

◆可決【賛成全員】

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定

刑法等の一部を改正する法律等の改正に伴う関係条例の整理を行うための条例の制定

◆可決【賛成全員】

国民健康保険税条例の改正

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令公布に伴い、所要の改正を行うための条例の改正

◆可決【賛成全員】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令施行に伴い、所要の改正をするための条例の改正

◆可決【賛成全員】

委員会・議員発議

議会の個人情報保護に関する条例の改正

- 提出者 議会運営委員長
- 要旨 関係法律の改正に伴い所要の改正をするための条例の改正

◆可決【賛成全員】

議会定数条例の改正

- 提出者 宇佐見雅夫議員
- 要旨 近隣町村の動向等を踏まえ、議員定数を1名削減するための条例の改正

◆可決【賛成多数（賛成8／反対2）

（坂本議員、草野議員）】



議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の改正

福島県人事委員会の給与勧告等に基づき、議会議員の期末手当算定基礎額に乗ずる割合の改定を行うための条例の改正

◆可決【賛成全員】

町長等の給与及び旅費に関する条例の改正

福島県人事委員会の給与勧告に基づき町長等の期末手当の算定基礎額に乗ずる割合の改定を行うための条例の改正

◆可決【賛成全員】

出産祝金支給条例の改正

子育て支援拡充のため、受給資格及び祝金の額等について所要の改正をするための条例の改正

◆可決【賛成全員】

スポーツ推進委員設置条例の改正

スポーツ活動の実情に即し、適正かつ柔軟に委員を任命するための条例の改正

◆可決【賛成全員】

公民館条例の廃止

東日本大震災による被害等により公の施設として公民館の用に供することが困難である等の理由から、条例を廃止するため

◆可決【賛成全員】

工事請負契約等の変更

多機能拠点敷地造成工事

契約相手 橋本・ユタカ・ガイアート

特定建設工事共同企業体

変更前 11億8,226万1,300円
変更後 12億2,658万7,400円

◆可決【賛成多数（賛成8／反対2）
（松本議員、宇佐見議員）】

多機能拠点防災調節池整備工事

契約相手 加地和・草野・五天

特定建設工事共同企業体

変更前 6億6,545万6千円
変更後 6億7,949万5,300円

◆可決【賛成全員】

専決処分の報告

後沢住宅長寿命化改修工事 請負契約の変更

●専決日 令和7年2月10日
●契約相手 合資会社諸橋建設工業
●変更前 1億670万円
●変更後 1億632万7,100円

同意

人権擁護委員候補者の推薦

●氏 名 吉田ちひろ氏（上井出） ※再任
任期満了に伴う再推薦。

◆同意【賛成全員】

人権擁護委員候補者の推薦

●氏 名 横田一夫氏（下小埜） ※新任
欠員の補充。

◆同意【賛成全員】

町道八石・西原線道路改築工事

契約相手 加藤建設株式会社

変更前 8,305万円
変更後 8,964万7,800円

◆可決【賛成全員】

町道木屋・上ノ岡線道路改築工事 （1,2-1工区）

契約相手 株式会社橋本組

変更前 9,790万円
変更後 1億134万1,900円

◆可決【賛成全員】

臨時議会

令和7年
1月臨時議会
会期 令和7年1月28日

補正予算

一般会計(第6号)

- 補正額 4,347万8千円増額
- 予算総額 123億47万8千円

◆可決【賛成全員】

工事請負契約等の変更

多機能拠点防災調節池整備工事

- 契約相手 加地和・草野・五大
- 特定建設工事共同企業体
- 変更前 6億5,643万4,900円
- 変更後 6億6,545万6千円

◆可決【賛成全員】



はっばん登壇

4 議員が質問

3月定例会では、4議員が一般質問を行い、町の対応や考え方などを問いました。

その質疑応答の要旨をお知らせします。

1 松本 明平 議員・・・7 ページ

- 公共施設の在り方、特に集会所について
- 檜葉町の教育と子育てについて
- 町県民税の課税ミスについて

2 宇佐見雅夫 議員・・・8 ページ

- 波倉地区の振興策について

3 佐藤 努 議員・・・9 ページ

- 一般財団法人檜葉町振興公社の運営に係る町の対応について
- 当町の地方創成の取組みについて

4 坂本 洋 議員・・・10ページ

- 地域おこし協力隊について
- 人命救助体制について



町政を問う！



公共施設の在り方、特に集会所について

問 住民の高齢化が進む中で、設備更新が必要な集会所もある。ただ、多くの集会所の建物自体が老朽化している中で、町ではどのように考えているのか。

答（町長） 今後も各集会所の状態をしっかりと把握し、長期間の利用が可能となるよう行政区と連携して取り組んでまいりたい。

檜葉町の教育と子育てについて

問 町ではスポーツによる復興、地方創生にも力を入れている。小学生までしかスポーツ少年団（野球とバスケット）がないので中学生までできるようにしてほしいと住民から要望があった。広野町と川内村では合同で中学生の部活動として活動しているの、今後可能な対応として、檜葉町で中学生の部活として野球部をつ

くり、合同で行う形になるのではないのか。
答（生涯まなび課長） 部活動、今団体競技がない状況であるので、中学生の要望等も聞きながら、他の学校との連携も含め検討していきたい。

問 ふくしまこども食堂ネットワークといわき・双葉の子育て応援コミュニティcolongaが双葉郡における子育てに関する調査を実施している。このアンケートについて町ではどのように捉えているのか。

答（教育長） 報告結果からは、各町村における復興の進捗による子育て環境の格差や、社会資源不足をはじめ、情報不足や子育て世代のつながりの希薄さなどが表れており、本町においても、全てではないにしろ、同様の課題を抱えているものと認識している。

問 町の保育料無料や高校生の定期券購入費100%の助成など、子育て世代にとって大変大きな支えになっている。このような子育て世代に対する投資は、未来への投資であり、町の存続に関わる重要な課題である。このような考えを住民間、世代間で共有し、さらに充実した内容とするため、日本一子育てしやすい檜葉町など標語を掲げ、町内外の子育て世代にアピールし、子育て世代の町への移

住、定住につなげるなど、町全体で取り組む必要がある。町では今後さらに子育て世代の支援を充実させていく考えがあるのか。

答（教育長） 令和7年4月からは、母子保健業務と児童福祉業務の双方の機能を担うこども家庭センターを新たに組織する。これによりすべての妊産婦、子育て世代、子供自身への一体的な支援体制が構築されることになり、様々な相談に対応するとともに、複雑、特殊なケースによっては、的確な支援へとつながるための支援プランを作成し、多角的に支援することにより、一層地域で安心して子育てができる環境を整えていく。

問 国立社会保障・人口問題研究所の調査（21年）によると、夫婦が理想の子供の数を持たない理由（複数回答）は、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからという経済的な理由が52・6%で最多。そこで、私が考えたさらなる支援策を3つお伝えする。1つ目は児童手当。ゼロ歳から18歳までを割増しで、一人当たり月額2万円から3万円を給付する。2つ目は将来に対する不安が子供を持たない、2人目、3人目を諦める大きな理由になっているので、将来の不安を解消するために、雇用保険等に町が上乗せで支給する。3つ目は、檜葉町で生産したお米

と交換できるお米券、これら子育て世帯と高齢世帯に配布する。米が要らないという方は、例えば、町のスーパーとか飲食店で金券、額面幾らとして使える。まとめると、子育て世代が檜葉町であれば子育てしやすい、2人目、3人目を育てられる。こうした将来の安心感を持てれば、子育て世代の移住者、定住者が増えるだろうと思われる。もちろん檜葉で現在子育てしている方々もさらに安心できる。そして、増えた税収を高齢者の福祉で回すことができれば、震災前よりも町の賑わいを取り戻せるのでは。

答（町長） 国等々と話をしながら進めることが一義的には重要であると考えている。

町民税の課税ミスについて

問 再発防止策は。

答（町長） 課税ミスの原因は職員の見識不足をはじめとする人為的なミスである。防止策として、確認作業を複数の人員でチェックする体制に改善を図っている。

問 次に不祥事が発生したら辞職するか。

答（町長） 町民の信頼を勝ち得る努力をしていく。



波倉地区の振興策について

波倉地区は、2011年の大震災により津波被害で有事には浸水の恐れがあることから、住宅の建築が制限され、住み慣れた場所から離れざるを得なくなった地域である。震災前の一大産業であり、雇用と財政を支えた福島第二原子力発電所の誘致への協力に始まり、震災後の廃棄物減容化施設や放射性物質を含む焼却灰のセメント固化施設の受け入れなど、震災前、震災後、ともに町の発展や福島県の復興に大きく寄与してきた。この地区のこれまでの貢献と、離れざるを得なくなった住民の思いに鑑み、当地区の将来的展望を町は責任を持って成し遂げべきと考える。

今年、波倉地区産業団地構想、新産業団地、再エネパークが動き出そうとしていることから、この地区の将来展望について問う。

問 新産業エリアとして整備するゾーンは、企業誘致エリア、バッテリーパーク

エリア、オープンイノベーションエリアとして整備する構想になっている。具体的な内容は。

答（町長） 企業誘致エリアは、新エネルギー等の新しい産業の関連事業等の誘致。バッテリーパークエリアは、蓄電池設備を整備する。オープンイノベーションエリアは、オフィスや多目的ホール、入居企業や地元住民が交流できるようなカフェ等が整備を予定している。

問 津波対策は今のところ考えていないのか。

答（政策企画課長） 津波が来ることは想定されますので、避難計画や訓練は徹底していくべきと考えている。

問 この事業を推進するため、ナラハ・サステック株式会社が町と連携、支援して事業を推進することだが、どのような会社なのか。

答（町長） 同社は、代表自身が波倉産業団地を町復興のシンボルにするという思いの下に、様々な分野で活躍された方々を集め設立されたもの。

問 本社は東京だが。

答（政策企画課長） 本社を地元にく、置かないというところまでは把握していない。

問 社長には町長が随分頼っている人とのことだが、町はこの会社に対し資金などの面で関わっているのか。

答（政策企画課長） 町が経費の部分で関わっているものはない。

問 この会社の社長には、町に關係する人物が就任したが、その方は現在町にどのようなに関わっているのか。

答（政策企画課長） 町アンバサダーとして支援をいただいている他、ならはみらいの顧問も受けていただいている。

問 富岡町では町職員が産業団地の企業誘致を担当している。当町の事業もこのように進めることはできなかったのか。

答（政策企画課長） 通常の工業団地整備とは若干意味合いが違うと考えている。

問 会社を作れば経費等運転資金も必要になる。人の雇用には利益がなければならぬ。そのような事業に町が密接に関わると、利益の還流が行われているのではないかと、疑われる可能性もある。この会社についても、この事業を受けるために作られたというふうに推測されるなど、あらぬ疑いを持たれるのではないかと。

答（政策企画課長） 選定した理由は、町が求める連携支援、基本的な仕様に基づく提案であったこと。そして、公平性を持った選定だったと考えている。

問 波倉の復興組合が地域活性化のためにサツマイモで焼酎づくりに取り組んでいる。名称は「波倉の風」となった。こ

れと、当町の日本酒「檜葉の風」と共に売り出すには絶好と考えるが、町で後押しやアドバイスはできないか。

答（政策企画課長） 仮に、今後芋焼酎を波倉地内で造るとなれば、醸造所を整備するという考えもあるのかどうか。また、整備する上での交付金等の調整には、町内外へのPRという面もあるため、町は関わっていくこともできると考える。

問 変容していく地区と住んでいた住民が関わり続ける仕掛けが必要と考えるがどうか。

答（町長） 令和6年度は地区住民となりわいとにぎわいの創出を目的とした将来構想を策定した。これは、波倉地区で大切にされていた「結の精神」。これを新たな形で継承、発展し、新たな取組に挑戦する内容で、地区住民の主体性を大切に、地区に寄り添いながら本構想の実現に努める。

問 新産業団地に雇用として関われるような地域要件を付すなど、就労できる環境を後押ししてもいいと思う。また、鞍掛地区を一体化する構想はないか。

答（政策企画課長） 進出企業には雇用について町からもお願いはしていく。また、鞍掛地区は開発を進める考えは現時点ではないが、活用等について検討していく。

いっぱん質問

町政を問う！

宇佐見雅夫 議員



一般財団法人檜葉町振興公社の運営に係る町の対応について

問 町の指定管理者である公社の施設運営は、それぞれの特色を活かし、町民の福祉向上、観光誘致、特産品開発など、重要な役割を担っており、それら施設の持続的な運営と発展が求められている。

問 町が考える、今後の天神岬周辺施設の在り方とは。

答（町長） 令和4年度に策定した天神岬スポーツ公園再整備ランドデザインにおいては、ナラハエリアの核となるアウトドア観光の拠点として整備することとし、コテージの新たな整備やキャンプサイトの拡充、既存キャンプサイトの改善、改修を行う計画となっている。サイ

クリングターミナルやおかせ荘といった個別の施設についての検討はなされていない状況にあり、今後両施設についても整備から30年以上が経過していることから、施設の更新についても検討していきたい。なお、今年度は岬口ロッジの老朽化に伴う大規模改修を予定しており、より一層の利用拡大に努めていく。

問 全体的な料金改定を含め、条例改正が必要な時期ではないか。

答（町長） 料金設定には自治法上、条例で定めなければならないという決まりがある。上限値や下限値を想定した議論をしていかなければならないと考える。

当町の地方創成の取り組みについて

国は地方創成を掲げ2014年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、さまざまな施策を展開している。当町は、東日本大震災から14年目を迎え、引き続き復興への取組みの深化を図るとともに、地方創生への視点を持ちながら、これからの町を維持・発展するための町づ

くりに取り組まなければならない。

問 町は2023年3月に特定地域まちづくり協同組合を設立しているが、その概要はどのようなものか。

答（政策企画課長） 地域産業の担い手を確保するために、特定地域づくり事業を行う事業協同組合に対して、町から財政的、制度的な支援を行う制度であり、マルチワーク的な労働者を確保して派遣する事業である。

問 これまでの実績人数は。

答（政策企画課長） 1名のみである。

問 これまでの地域共生社会への取組みについて、どのように認識しているのか。

答（町長） これまで町が行ってきたコミュニティの再生事業は、まさに国が進める地域共生社会への取組みそのものであったと認識している。

問 今後の地方創生の仕組みには地域共生社会の実現が必要不可欠であり、地域包括ケアシステムの構築にとどまらず、

その深化、推進に向き合い、まちづくり全体として積極的に参入していく福祉を目指していくことが、町の魅力となり、様々な波及効果をもたらす創生につながることを考えているが、そうした深化・推進に関して町の考えは。

答（保健福祉課長） 町が福祉を作るのではなく、福祉が町を作るという言葉もある。町には資源が限られており、その中で、仕事や人を作ることは大変難しいことだと考えているが、地方創生の中で、潜在的有資格者や資格を持っていたも仕事をしていないとか、そういった方の掘り起こしが大事であり、限られた資源を有効に活用していくことが大切だと考えている。

問 地域共生社会を目指す町として、シンボリックなロゴマークを作成してはどうか。

答（保健福祉課長） 該当する補助金メニューがあるのか否か確認をする。またシンボリックのようなものが必要かどうかは、関係機関等と検討をしていく。



地域おこし協力隊について

2009年に国において制定された地域おこし協力隊は、現在隊員数7000名とも言われる。しかしながら、各地では理想と現実の相違によるトラブルも少なくない。

問 地域おこし協力隊の制度とはどのようなものなのか。

答（町長） 地方自治体が地域の活性化を目的に都市住民を受け入れ、課題解決や地域協力活動に従事しながら地域への定住、定着を図る取組みについて総務省が支援を行う制度。任期は1年以上3年以内である。

問 この制度はいつから取り入れているのか。また、現在の隊員数は。

答（政策企画課長） 令和2年1月に受

入れを開始し、現在23名である。

問 任期を終えた後、町に定住された方はいるのか。

答（政策企画課長） 現在町内に1名が定住している。

問 町内のどの分野で活動、活躍されているのか。

答（町長） 現在、提案型の6名は地域活性化をテーマに活動している。雇用型の17名は特産品開発、あるいはデジタル関連等に従事し、町の活性化に貢献していただいている。

問 提案型6名の活動は。

答（政策企画課長） 音楽を通じた活動、パティシエとしての交流活動、イベントの企画立案の活動に従事している。

問 雇用型17名の活動は。

答（政策企画課長） 4社の企業に所属し、業務に携わっている。

問 委嘱までの流れは。

答（町長） 町のホームページや求人情報を通じて募集を行い、必要書類の提出、面接試験を実施。その後、町から委

嘱状を交付し活動を開始する。

問 委嘱後の隊員と町との関りは。

答（町長） 毎月の活動状況報告書の内容を確認し活動状況を把握している。必要に応じてDX関連の支援やイベントにも参加し、地域活性化の一翼を担っている。

問 課題や今後のビジョンは。

答（政策企画課長） 隊員の受入れやサポーター体制の構築が課題と考える。今後は、活動終了後の定住を促進するための支援を充実させていきたい。

人命救助体制について

AEDなどが普及し、多くの施設において利用が可能となり、助からない命も助かりやすくなる環境が整備されている。

問 公共施設内において人命に関わる事象・事例はあったのか。

答（町長） 直近3年間で、令和4年12月にスカイアリーナで、令和6年3月に道の駅ならは内温泉。令和6年9月にスカイアリーナ内フィットネスジム。令和

7年2月に天神岬温泉しおかぜ荘。計4件の事象が発生している。

問 食事を提供する施設、こども園では誤嚥やアレルギー等の急な対処に係る訓練等はあるのか。

答（こども園長） 保護者から健康状態やアレルギー有無の確認を行い、調理師、栄養士、先生、配膳する職員での四重チェックを経てから、食事提供をしている。また、誤嚥防止対策として、刻み食を提供している。

問 公共施設で働く職員を対象とした、人命救助に関する講習等は行われているのか。

答（町長） 人命に関わる事象が発生していることから、平時における訓練や体制が重要であることを再認識した。AEDの扱いや心肺蘇生法などは、繰り返し受講することで身につくことも承知している。各施設において利用者の安全をしっかりと確保できる体制を作っていく。また、定期的に訓練を行うことが施設を管理する立場として重要なことと考えている。施設ごとに訓練を実施することを指示していく。

いっぱん質問

町政を問う！

坂本 洋 議員

町内各行政区集会所の現状について

町内の各行政区には、会合や行事を行うことのできる公共の建物「集会所」が多く点在している。建築当時の行政区の要望を聞きながら建築した集会所は、昭和の終わりごろのものから震災以降のものまであり、それぞれの抱える課題も違っていると聞く。集会所の現状を把握するために、調査を行った。

1 集会所数

30棟

2 主な利用状況

・行政区の役員会・総会等の集会、行政区の事業

3 維持管理運営

・地区老人会などの集会、地域ミニデイ、サークル活動など

・集会所の維持・管理・運営は行政区へ委託。

・集会所の維持・管理・運営のため、行政区へ自治振興費補助を交付。簡易的な修繕や消耗品の補充は行政区が実施。

・集会所の大規模な修繕・改修工事は町が実施。

4 ハザードマップ上にある集会所

・浸水区域：北田集会所、前原集会所

・土砂災害警戒区域：松館集会所、大坂集会所、女平集会所

・土砂災害危険区域：山所布集会所

5 令和7年度解体する集会所

旭ヶ丘集会所

6 まとめ

町内の集会所について把握ができた。町内集会所の約半数は昭和57年までの建築で40数年が経過しており、日々修繕などを行いながら問題ない使用に努めていることも理解できた。建屋自体はコンクリート構造物であるため堅牢

であるが、建築当時より高齢化も進み、維持・管理・運営に対する手当も今後は多く必要になると想定できる。行政区と連携しながらニーズを吸い上げ、さらに使いやすく利用されやすい集会所と今後なっていくことを要望する。



波倉地区の地域振興策について

1 震災前後の波倉地区

(1) 震災以前

- ・地区運動会等の行事が多く開催されていた。
- ・地区文化継承が行われていた。

波倉地区は、東日本大震災による津波被害で甚大な被害を受けて以降、地区住民が帰還できない状況が続き、優良な農地も環境省の減容化施設等に使用されるなど、当町復興のために多くの犠牲を払ってきた。

そんな中、先日の新聞で、当該地区に新産業団地建設の報道がなされたことから、新たな産業団地について調査を行った。

2 復興計画と将来構想

(2) 震災以降

- ・地区住民による復興組合設立
- ・平成27年「楢葉町波倉地区復興計画」策定
- ・復興計画を基に、波倉メガソーラー発電所や公園等が整備
- ・新産業団地が整備予定

3 波倉地区将来構想

地区で大切にされてきた

4 波倉地区産業団地整備

(1) バッテリーパーク

日本最大系統用蓄電池発電所エリアとして蓄電池設備を設ける。蓄電池出力は国内最大規模の約150MW。

(2) 企業誘致エリア

4区画を整備し、新エネルギーなどの新しい産業の関連事業者を誘致予定。

(3) オープンイノベーションエリア

スタートアップ企業等の少人数向けオフィスや多目的ホール、カフェ等を整備。

5 まとめ

波倉地区の今後の復興について理解した。

波倉地区は震災以降様々な事象により、町内でも復興が遅れてしまった地域であることは理解しており、それでも懸命に地区を復興しようとする地区住民の思いも強いことと慮する。今後当該地区へは、新エネルギー関係の企業が進出することが予定されているが、住民の思いがしっかりと形になるよう、町でもできる限りの支援をしながら波倉地区将来構想の実現に向けた取組を希望する。

令和7年6月定例会は、令和7年6月11日(水)から開会予定です。

※開会日は変更となる場合があります。

●場所 檜葉町役場3階 議場

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが5類になったことに伴い、議場内でのマスク着用は自由となりました。

なお、席には限りがあります。予めご了承ください。

◆傍聴の際守っていただくこと◆

- ①携帯の電源を切るか、マナーモードに設定をしてください。
また、通話や撮影、録音は行わないでください。
- ②傍聴席では静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
 - ・議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - ・談論し、報歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
 - ・飲食又は喫煙をしないこと。
 - ・みだりに席を離れないこと。
 - ・不体な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - ・その他議場の秩序を乱し、または議場の妨害となるような行為をしないこと。



議会の足跡

令和7年3月～令和7年5月

日付	令和7年 3月
3	議会運営委員会(委員会室)
6-7	議会合同委員会(議場)
7	議会全員協議会(議場)
10-13	第2回3月檜葉町議会定例会(議場)
13	檜葉中学校卒業証書授与式(檜葉中学校)
18	あおぞらこども園卒園式(あおぞらこども園)
21	檜葉小学校修了証書・卒業証書授与式(檜葉小学校)
27	南部衛生センター焼却施設落成式(南部衛生センター)
日付	令和7年 4月
1	令和7年度辞令交付式(大会議室)
5	あおぞらこども園入園式(あおぞらこども園)
7	檜葉小学校・檜葉中学校入学式 (檜葉小学校、檜葉中学校)
	J F A アカデミー福島入校式(Jヴィレッジ)
8	福島県立ふたば未来学園中学・高等学校入学式 (ふたば未来学園)
13	大瀧神社例大祭(木戸八幡神社)
16	議会運営委員会(委員会室)

17	「檜葉の風」お披露目会(サイクリングターミナル)
18	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会 (大会議室) (原子力発電所の安全に関すること)
20	消防団春季検閲式(総合グラウンド)
23	興水復興副大臣と双葉地方町村議会議長会議長との意見交換会(福島市)
24	双葉地方町村議会議長会議議長会議(福島市)
28	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会 (大会議室) (公共施設における救急救命の実態)
	議会運営委員会(委員会室)
日付	令和7年 5月
12	全国原子力発電所所在市町村協議会総会(東京都)
13	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会 (大会議室) (町と県立ふたば支援学校との関わり)
	議会運営委員会(委員会室)
14	双葉地方広域市町村圏組合議会総務常任委員会 (富岡町)
	双葉地方町村議会議長会議議長会議(富岡町)
24	檜葉小学校運動会(檜葉小学校)
27	全国町村議会議長・副議長研修会(東京都)
30	双葉地方広域市町村圏組合議会定例会(富岡町)
	双葉地方土地開発公社理事会(富岡町)

配信
やってます！

檜葉町議会では、年に4回行われる定例会をWEB配信しています。
ご自身のスマートフォンなどでご覧いただけますので、
右のQRコードか下のURLにアクセスしてご覧ください。

https://live.kuroko.cloud/external/index/index/live_id/naraha-gikai/

